

税額計算の特例等

売上税額の計算の特例

「区分記載請求書等保存方式」
段階における税額計算の特例

- **売上げを税率ごとに区分することが困難な中小事業者**（前々年又は前々事業年度の課税売上高が5千万円以下の事業者）が、売上げの一定割合を、軽減税率対象品目の売上げとして税額を計算する特例を設ける。
- 軽減税率制度の**実施から4年間**、以下の特例を選択することが可能。

① 仕入れを管理できる 卸売事業者・小売事業者

- ✓ 仕入れた商品をそのまま販売する卸売業や小売業は、
 - ・売上げに占める軽減税率対象品目の売上げの割合と、
 - ・仕入れに占める軽減税率対象品目の仕入れの割合は、概ね一致

実態と大きく乖離しない
よう一定の実績から推計

【小売等軽減仕入割合】

$$= \frac{\text{軽減税率対象品目の売上げのための仕入額}}{\text{仕入総額}}$$

仕入れの管理ができれば、
売上税額の計算が可能

(注) 簡易課税制度の適用を受けない卸売業・小売業を営む事業者が対象

② ①の特例を適用する 事業者以外の事業者

- ✓ 仕入れた商品を加工して販売する場合は、①の方法は不適切
- ✓ 仕入れの区分経理が行えない事業者は、①を使えない

【軽減売上割合】

$$= \frac{\text{通常の連続する10営業日の軽減税率対象品目の売上額}}{\text{通常の連続する10営業日の売上総額}}$$

通常の連続した10日間の
売上げの管理ができれば、
売上税額の計算が可能

③ ①・②の計算が困難な事業者

- ✓ 仕入れの管理も、10日間の売上げの管理もできない場合は①・②いずれの方法でも売上税額の計算ができない

最低の水準で
益税目的の活用を防止

$$= \frac{50}{100}$$

売上げや仕入れの管理が
できない場合の、
売上税額の計算方法を規定

(注) **主に軽減税率対象品目を販売する事業者**が
対象

税額計算の特例に係る条文

【売上税額の計算の特例】

○ 所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）（抄）

附 則

（31年輕減対象資産の譲渡等を行う中小事業者の課税標準の計算等に関する経過措置）

第38条 31年輕減対象資産の譲渡等（消費税法第7条第1項、第5条の規定（同条中同法第8条の改正規定に限る。以下この項及び附則第52条第1項において同じ。）による改正後の同法第8条第1項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この条及び次条第1項において同じ。）を行う事業者（消費税法第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。以下附則第40条までにおいて同じ。）が、適用対象期間（その基準期間における課税売上高（同項に規定する基準期間における課税売上高をいう。以下附則第44条までにおいて同じ。）が5千万円以下である課税期間（同法第19条第1項に規定する課税期間をいい、同条第2項又は第4項の規定により一の課税期間とみなされる期間を含む。以下附則第49条までにおいて同じ。）（28年新消費税法第37条第1項に規定する分割等に係る課税期間を除く。次項において同じ。）のうち31年適用日から35年施行日の前日までの期間に該当する期間をいう。）中に国内において行った課税資産の譲渡等（消費税法第7条第1項、第5条の規定による改正後の同法第8条第1項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるもの及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号。以下この項及び次項第1号において「24年消費税法改正法」という。）附則第16条第1項において読み替えて準用する24年消費税法改正法附則第5条第1項の規定の適用を受ける課税資産の譲渡等その他の政令で定める課税資産の譲渡等を除く。以下この条及び次条第1項第1号において同じ。）の税込価額（対価として收受し、又は收受すべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額とし、課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を含むものとする。以下この条及び同項各号において同じ。）を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情があるときは、当該税込価額の合計額に軽減売上割合（第1号に掲げる金額のうちに第2号に掲げる金額の占める割合をいう。第5項及び第6項において同じ。）を乗じて計算した金額（以下この項において「軽減対象税込売上額」という。）に108分の100を乗じて計算した金額を当該適用対象期間における31年輕減対象資産の譲渡等の対価の額の合計額とし、当該税込価額の合計額から軽減対象税込売上額を控除した残額に110分の100を乗じて計算した金額を当該適用対象期間における課税資産の譲渡等（31年輕減対象資産の譲渡等に該当するものを除く。）の対価の額の合計額として、この附則及び消費税法の規定を適用することができる。

一 当該適用対象期間における通常の事業を行う連続する10営業日（当該適用対象期間に通常の事業を行う連続する10営業日がない場合には、当該適用対象期間）中に国内において行った課税資産の譲渡等の税込価額の合計額

二 前号に掲げる金額のうち、31年輕減対象資産の譲渡等に係る部分の金額

2 31年輕減対象資産の譲渡等を行う事業者が、適用対象期間（その基準期間における課税売上高が5千万円以下である課税期間であって28年新消費税法第37条第1項の規定の適用を受けない課税期間のうち31年適用日から35年施行日の前日までの期間に該当する期間をいう。）中に国内において行った卸売業及び小売業に係る課税資産の譲渡等の税込価額を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情があるときは、前項の規定の適用を受ける場合を除き、当該税込価額の合計額に小売等軽減仕入割合（第1号に掲げる金額のうち第2号に掲げる金額の占める割合をいう。第5項及び第6項において同じ。）を乗じて計算した金額（以下この項において「軽減対象小売等税込売上額」という。）に108分の100を乗じて計算した金額を当該適用対象期間における卸売業及び小売業に係る31年輕減対象資産の譲渡等の対価の額の合計額とし、当該税込価額の合計額から軽減対象小売等税込売上額を控除した残額に110分の100を乗じて計算した金額を当該適用対象期間における卸売業及び小売業に係る課税資産の譲渡等（31年輕減対象資産の譲渡等に該当するものを除く。）の対価の額の合計額として、この附則及び消費税法の規定を適用することができる。

一 当該適用対象期間中に国内において行った課税仕入れに係る支払対価の額（消費税法第30条第1項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額をいう。以下附則第40条までにおいて同じ。）、同項に規定する特定課税仕入れに係る支払対価の額に100分の110（24年消費税法改正法附則第16条第1項において読み替えて準用する24年消費税法改正法附則第5条第2項、第8条第1項又は第14条第1項の規定の適用を受ける特定課税仕入れ（消費税法第5条第1項に規定する特定課税仕入れをいう。附則第44条第4項において同じ。）である場合には、100分の108）を乗じて計算した金額及び当該適用対象期間中に保税地域から引き取った課税貨物（他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。次条第1項において同じ。）に係る消費税の課税標準に当該課税貨物に課された又は課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額（これらの税額に係る附帯税の額に相当する額を除く。）を加算した金額（同条第1項及び附則第40条第1項において「課税貨物に係る税込引取価額」という。）のうち、卸売業及び小売業にのみ要するものの金額の合計額

二 前号に掲げる金額のうち、31年輕減対象資産の譲渡等にのみ要するものの金額

3 省 略

4 第1項又は第2項の規定の適用を受けようとする事業者（主として31年輕減対象資産の譲渡等を行う事業者に限る。）が、第1項の軽減売上割合又は第2項の小売等軽減仕入割合の計算につき困難な事情があるときは、100分の50を当該軽減売上割合又は当該小売等軽減仕入割合とみなして、これらの規定を適用することができる。

5～7 省 略

【仕入税額の計算の特例】

(課税仕入れ等を適用税率別に区分することが困難な小売業等を営む中小事業者に対する経過措置)

第39条 31年輕減対象資産の譲渡等を行う事業者が、適用対象期間（その基準期間における課税売上高が5千万円以下である課税期間（28年新消費税法第37条第1項の規定の適用を受ける課税期間及び同項に規定する分割等に係る課税期間を除く。）のうち31年適用日から31年適用日以後1年を経過する日の属する課税期間の末日までの期間に該当する期間をいう。次項において同じ。）中に国内において行った卸売業（前条第2項に規定する卸売業をいう。以下この項において同じ。）及び小売業（同条第2項に規定する小売業をいう。以下この項において同じ。）に係る課税仕入れに係る支払対価の額又は当該適用対象期間中に保税地域から引き取った課税貨物に係る税込引取価額を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情があるときは、消費税法第30条第1項の規定にかかわらず、当該課税仕入れに係る支払対価の額及び当該課税貨物に係る税込引取価額の合計額に小売等軽減売上割合（第1号に掲げる金額のうちに第2号に掲げる金額の占める割合をいう。次項において同じ。）を乗じて計算した金額（以下この項において「軽減対象税込課税仕入れ等の金額」という。）に108分の6.24を乗じて計算した金額と、当該合計額から軽減対象税込課税仕入れ等の金額を控除した残額に110分の7.8を乗じて計算した金額との合計額を、当該適用対象期間における卸売業及び小売業に係る課税仕入れ等の税額（同条第1項の規定により控除する同項に規定する課税仕入れに係る消費税額及び同項に規定する保税地域からの引取りに係る課税貨物につき課された又は課されるべき消費税額をいう。第3項において同じ。）の合計額とすることができる。ただし、前条第2項の規定の適用を受ける場合は、この限りでない。

- 一 当該適用対象期間中に国内において行った卸売業及び小売業に係る課税資産の譲渡等の税込価額の合計額
- 二 当該適用対象期間中に国内において行った卸売業及び小売業に係る31年輕減対象資産の譲渡等の税込価額の合計額

2～4 省略

【簡易課税制度の事後選択・準用】

(課税仕入れ等を適用税率別に区分することが困難な中小事業者に対する経過措置)

第40条 その基準期間における課税売上高が5千万円以下である課税期間（28年新消費税法第37条第1項の規定の適用を受ける課税期間及び同項に規定する分割等に係る課税期間を除き、31年適用日から31年適用日以後1年を経過する日までの日の属する課税期間に限る。次項及び第3項において「適用対象期間」という。）中に国内において行った課税仕入れに係る支払対価の額又は当該課税期間中に保税地域から引き取った課税貨物に係る税込引取価額を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情のある事業者が、当該課税期間につき同条第1項の規定【注：簡易課税制度】の適用を受ける旨を記載した届出書を当該課税期間の末日までにその納税地を所轄する税務署長に提出したときは、当該事業者は同項の規定による届出書を当該課税期間の初日の前日に当該税務署長に提出したものとみなす。

2～4 省略

税額計算の方法及び特例の施行スケジュール

令和元年(2019年)10月

令和5年(2023年)10月

令和8年(2026年)10月

令和11年(2029年)10月

		【請求書等保存方式】	【区分記載請求書等保存方式】	【適格請求書等保存方式】
税額計算の方法		税込価格からの割戻し計算	請求書等保存方式における取扱いと同様	<ul style="list-style-type: none"> 適格請求書の税額の積上げ計算 取引総額からの割戻し計算 のいずれかの方法によることができる(注)
請求書等の発行義務		請求書等の交付義務なし ※免税事業者も発行可	区分記載請求書等の交付義務なし ※免税事業者も発行可	適格請求書の交付義務あり ※免税事業者は発行不可
仕入税額控除の要件		請求書等の保存が要件 ※免税事業者からの仕入税額控除可	区分記載請求書等の保存が要件 ※免税事業者からの仕入れ税額控除可	適格請求書の保存が要件 ※免税事業者からの仕入税額控除不可
		せり売りなど代替発行された請求書による仕入税額控除可	買手が追記した区分記載請求書による仕入税額控除可	免税事業者からの仕入税額控除の特例 (80%控除)
		中古品販売業者の消費者からの仕入れ等の仕入税額控除可		免税事業者からの仕入税額控除の特例 (50%控除)
税額計算の特例	売上税額の計算の特例		軽減税率対象売上のみなし計算 (4年間)	
	仕入税額の計算の特例	簡易課税	軽減税率対象仕入のみなし計算(1年間) 現行どおり 見直し 簡易課税の事後選択(1年間)	
検証		検証	検証	

(注) 売上税額を「積上げ計算」する場合には、仕入税額も「積上げ計算」。

軽減税率制度の円滑な導入・運用のための検証、取組み
(所得税法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 15 号）（抄）)

附 則

（消費税の軽減税率制度の円滑な導入・運用等に向けた措置）

第 1 7 1 条 政府は、消費税の軽減税率制度の導入に当たり混乱が生じないよう万全の準備を進めるために必要な体制を整備し、消費税の軽減税率制度の周知及び事業者の準備に係る相談対応を行うとともに、事業者の準備状況及び政府における取組の状況を検証しつつ、必要に応じて、消費税の軽減税率制度の円滑な導入及び運用に資するための必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、消費税の軽減税率制度の円滑な運用及び適正な課税を確保する観点から、中小事業者の経営の高度化を促進しつつ、消費税の軽減税率制度の導入後 3 年以内を目途に、適格請求書等保存方式の導入に係る事業者の準備状況及び事業者取引への影響の可能性、消費税の軽減税率制度の導入による簡易課税制度への影響並びに消費税の軽減税率制度の導入に伴う経過措置の適用状況などを検証し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。